

第3回議員政治倫理条例策定特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年8月27日（火）午前11時24分
- 2 閉会日時 令和元年8月27日（火）午前11時36分
- 3 会議場所 議会協議会室
- 4 出席委員

1 番 永徳 省二君	2 番 大森 進次君	3 番 佐藤 武君
4 番 佐々木雄司君	5 番 光成 良充君	6 番 保田 守君
7 番 大口 浩志君	8 番 治徳 義明君	9 番 原田 素代君
10 番 行本 恭庸君	11 番 松田 勲君	12 番 北川 勝義君
13 番 福木 京子君	14 番 佐藤 武文君	15 番 岡崎 達義君
16 番 下山 哲司君	17 番 実盛 祥五君	18 番 金谷 文則君
- 5 欠席委員
なし
- 6 事務局職員出席者

議会事務局長 元宗 昭二君	主 幹 黒田 未来君
主 査 細川 伸也君	
- 7 協議事項 1) 条例の検討について
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前11時24分 開会

○委員長（治徳義明君） ただいまから第3回議員政治倫理条例策定特別委員会を開催いたします。

本日の協議事項は、お手元の次第にありますとおり、条例の検討についてとその他でございます。

それでは、協議事項1、条例の検討について、前回、委員会の進め方について協議をいたしました。今後、倫理条例を策定していく中で、条例構成の検討等細かい作業になっていきます。

前回、委員から条例案の作成までの作業については、小委員会を設置してはどうかとの提案がございました。

小委員会について、簡単ですが資料をつけておりますのでごらんください。

まず、小委員会とは、委員会に付託された事件の審査または調査を専門的に検討させるため、委員会の委員の一部をもって構成するものということです。小委員会につきましては、赤磐市議会会議規則第102条に、委員会は、審査または調査のため必要があるときは、分科会または小委員会を設けることができると規定しております。その下の小委員会の設置、構成について、小委員会の運営については、資料を読んでおいてください。

それでは、皆さんにお諮りいたします。

議員政治倫理条例構成の検討から条例案の作成について、小委員会を設置して検討していくことでよろしいでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） その前にちょっといいですか。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 小委員会を設置することについては賛成ですが、前の委員会でも申し上げたのですが、小委員会に専門的な知識を持った人を入れてほしいと思うのですがどうでしょうか。

○委員長（治徳義明君） その件につきましては……。

○委員（北川勝義君） ちょっとええかな。

○委員長（治徳義明君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 小委員会を設置することについては、おおむねいいと思っております。ただ、ここに小委員長1人ずつを置きとなつとんじゃけどどうということじゃろうか。それと、人数はどうなるのか。まあ6人ぐらいがええと思うんじゃけど、副議長は入れてほしいと思う。先にそのことを決めてもらわにゃあ違うと思うとん。議運でやるような感じでしてもらわにゃあ、ほかのことでも同じじゃけど、そう思うとんですけど、それはどんなですか。そこだけちょっと聞きたいんです。原則的には賛成なんじゃけど。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。でしたら、人数は今想定させていただいて

ますのが6名ぐらいでやらせていただきたい。実際に作業部会ですので細かいこともやるので、6名、副議長というお話がありましたけども、そういうことも含めて7名まででやらせていただきたいとこういうふうに思ってます。

そして、先ほど佐々木委員のほうから専門性の話がありました。小委員会をつくらせてもらう要因も、そこに非常に難しい部分もあるんですけども、専門家を入れてというよりも必要があれば専門家の御意見を聞くというぐらいを考えてます、現時点ではですね。もし、いや、そんなことはないというようなお話があれば考え直しますけども、先般の美作でありました研修会でも専門家の意見も聞くべきだろうというふうなお話もありましたし、そういう必要があれば専門家、佐々木委員が言うように作業部会は非常に微妙な難しい課題もたくさんあるんだろうと、条例ですので、そういうような安易にわからんりにするのではなしに、専門家の御意見も聞くような形にはならざるを得ないんじゃないかと思ってます。

○委員（岡崎達義君） よろしいか。

○委員長（治徳義明君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 専門家の意見を聞くのも大切かもしれませんが、とりあえず各地方自治体で条例がかなりの数が出てますので、その条例を参考にして、どういう形の条例を持っていくかっていうことが必要じゃないかと思うんです。それで、一応のたたき台ができ上がったからここの全員にまた集まっていたいで、こういう形ができましたということで検討いただいて、その上で専門的なことを聞くなら聞いて改正していけばいいと思うんです。

それから、委員長、副委員長っていうのは当然入られるんですよ。

○委員長（治徳義明君） 現時点ではそう思ってます。ありがとうございます。今アドバイスをいただきました。

佐々木委員、よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） 今岡崎委員が言われたこととほとんど一緒で、ほかの自治体、議会のほうで条例を既に設置しているようなものがあると思いますので、それをひな形として検討するような方針をお考えになられてるのかどうなのかというようなところも、同時に、先ほどの北川委員の話じゃないですけど、事前にこういうものを想定してますという小委員会のリテールっていうものを説明していただかないと、何かよくわからない小委員会というものだけ先に来て、何か賛成したはその中身がどうなんだっていう話になったりも困りますんで、先にリテールのなところを明らかに、岡崎委員がおっしゃられたことも含めて、説明していただいた後にこういう形でやろうというような決をとってもらうたらわかりやすいなと思ってるんですけど。

○委員長（治徳義明君） 今、先ほど岡崎委員が言われたような形にならざるを得ないんだろうと思ってます。いろんな極端な意見も出てくるかもしれませんが、そういうのじゃなしに、きちっとした条例化していくに当たって、難しいのが少し事例が少ないというのがちょっ

と難点があるみたいですけども、その辺を適切に判断して小委員会を進めさせていただきたい
とこういうふうに思うんですけど。今、具体的なモデルという形であれば、そういうことにな
ります。

具体的に決めさせていただくということ。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 条例の検討ということでこの小委員会をこしらえるということが課題
なんじゃろう。それで、させてくれえというてそれじゃから、今6人じゃというたり7人にす
るんか、僕は副議長を入れて7人がええんかなと思うて、格好的に、思うて、勉強してもらや
あええというて。

それから、これは先に言うんじゃったら、委員長、副委員長は当然この中に入りますんじゃ
とか言わにゃあ、言うたら、へえ、入るんですよというて、そねんに入るんですよというて委
員会に出れんという場合もあるがな。じゃから、ここでどうするんならというて先に言うて、
7人ぐれえで行きてえんじゃとか、例えば6人と言うて今度は7人と言うたけん、例えば委員
長、副委員長も入るし、副議長は充て職で入って、充て職というたらおかしい、入ってもら
うんですと、そういうような決め方で7人というてやっていただきてえと。

せえで、今佐々木さんが言ようことはわからんことはねえ。じゃけど、やる前からもう
100%国会議員じゃねんじゃけん、一番上じゃねんじゃから、ちょっと考えて、必要なかつ
たらその小委員会の中で委員長を決めてやったときに必要なから弁護士にも聞いてみようじゃ
ねえかとかというのが必要ながあるんじゃないか。弁護士より頭のええ議員さんもおられる
し、それから全国議長会もあるんじゃけ、そこらも利用してやりやあええんじゃねえかなと
思うとん。そりゃ、もし弁護士を入れたとして、おえんという、反対じゃねんよ、入れたと
して、必要なときは入れりやええんで、必要なんじゃけ入れたら弁護士の費用はどこから出す
んですか。予算つくってきてまたせにゃあおえんということになりますがな。そこらをよう考え
なんたら。自分のポケットマネーで出すんじゃったら、委員長がポケットマネーで僕が出しち
やるんじゃというんじゃたらそりゃ出してあげりやええ、ちょっとやっぱ考えにゃあ、そう
いうことをされても困るけどな、出されても困るけど。そこらをやっぱきちっと決めて、ま
だ将来的になつたらやってもらいてえと思うんで、とりあえずきょうは委員長、副委員長で今
言うた、何名、副議長を入れるか入れんか、どうするかだけ決めてもろうたらええんじゃね
えかなと私は思うとん。どっちなつてもええんです、それ今。

○委員長（治徳義明君） いろいろと御意見いただきましてありがとうございます。適切に総
合的に判断をしていきたいとこういうふうに思います。

済みません。人数は、さっき北川委員のほうから御提案ありました副議長プラス……。

○副委員長（佐藤 武君） 決定じゃない、6人もしくは副議長入れて……。

○委員長（治徳義明君） でお願ひします。そして、先ほど御指摘ありましたように、当委員会の委員長、副委員長はそのメンバーに入らせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

ここまではよろしいでしょうか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほど言いました、適宜応じて専門家の意見も取り入れるというものにも……。

○委員長（治徳義明君） 必要があればです。小委員会の中で議論の中に、御指摘はわかるんです、条例をつくる話ですからわからないことも本当に出てくる可能性があるのです、そのときには適切に、必要があればそうさせていただくという判断です。ありがとうございます。

ここまではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） 続きまして、同意いただけたということで委員の選出につきましては委員長、副委員長に一任をしていただけてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

それでは、一任させていただきます。

委員の選出ができましたら、皆様に委員選任の通知をさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

なお、小委員会で協議したことにつきましては、中間報告を当委員会でさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、協議事項2、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようでしたら、以上をもちまして第3回議員政治倫理条例策定特別委員会を閉会といたします。

お疲れさまです。

午前11時36分 閉会